

田上町集落排水事業経営戦略

令和3年3月

田 上 町

目 次

第1章 集落排水事業の概要	
(1) 行政人口と需要	1
(2) 集落排水事業の現況	1
(3) 民間活力の活用等	2
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
第2章 将来の事業環境	
(1) 将来区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	5
第3章 経営の基本方針	
(1) 集落排水事業を実施する意義	6
(2) 適切で計画的な事業執行	6
(3) 効率的な事業執行	6
第4章 投資・財政計画（収支計画）	
○投資・財政計画	
農業集落排水事業	6
(1) 投資財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
①投資についての説明	9
②財源についての説明	9
③投資以外の経費についての説明	10
(2) 今後検討予定の取組の概要	
①今後の投資についての考え方・検討状況	10
②今後の財源についての考え方・検討状況	11
③投資以外の経費についての考え方・検討状況	11
第5章 効率化・経営健全化への取組	
(1) 組織、人材、定数に関する事項	12

(2) 広域化に関する事項	1 2
(3) 資金不足比率の見直しに関する事項	1 3
(4) 資金管理・調達に関する事項	1 3
(5) 情報公開に関する事項	1 3
第6章 経営戦略の事後検証、更新等	1 3

田上町集落排水事業経営戦略

新潟県田上町
集落排水事業特別会計

第1章 集落排水事業の概要

(1) 行政人口と需要

当町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計において、令和元年度末 11,490 人から令和 12 年には 9,904 人となる見込みです。令和元年度末における集落排水整備事業における処理人口は 951 人で整備率は 100%です。また、水洗化人口は 920 人で水洗化率は 96.7%となっております。

有収水量については、行政人口の減少と比較して緩やかではありますが水洗化人口の減少、住民の節水意識の高まりや節水器具の普及等で減少傾向に推移すると見込んでいます。

(2) 集落排水事業の現況

農村地域の集落を整備する当該事業は平成 7 年 7 月に供用を開始した横場地区と、平成 11 年 11 月に供用を開始した保明地区の 2 地区で運営を行っております。

今後は、耐用年数を超えた施設の更新費用が順次発生し、維持管理を適正に行ったとしても、時間の経過とともに修繕費の増加は避けられないものと考えています。計画的に施設の機能強化や統廃合を進めていく必要があります。財政的に多額の支出が見込まれる一方で、収入面においては、面整備が既に完了しているため、大幅な増収は見込めません。また、人口減少等が進む中、水洗化人口の減少や節水意識の向上及び節水機器の普及により有収水量の将来的な増加も見込めず、事業を実施していくための財源確保についてはかなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(3) 民間活力の活用等

供用開始当初より、施設維持管理業務、水質検査業務、機械設備点検業務等、出来る限りの業務を委託しており、経費の節減を図っています。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和 2 年度に策定・公表した令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能です。

経営比較分析表（令和元年度決算）

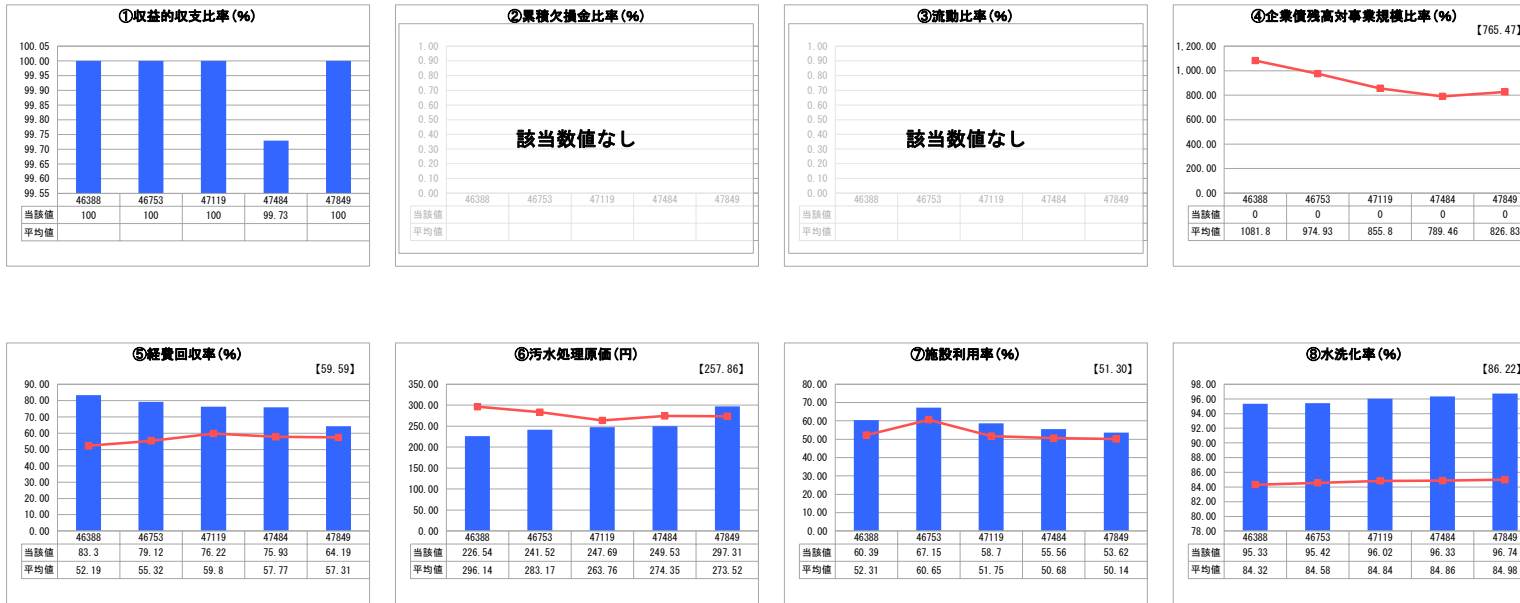
新潟県 田上町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	8.28	98.25	3,630

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,566	31.71	364.74
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
951	0.92	1,033.70

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

直近5年において平成30年度の単年度収支が99.73%と100%を下回った以外は、単年度収支が100%を達成しており、経営状態は良好と考えられる。使用料収入は、平成26年度をピークに減少傾向にある。接続率は96.74%であり、今後、大幅な増収は見込めない。緩やかではあるが人口減少傾向にあることに伴い有収水量も微減傾向であり、将来的な見通しとしては使用料収入も減少していくことが見込まれるため、今後の経営を悪化させないためには維持管理費についてより一層、節減に努める必要がある。

汚水処理原価は類似団体平均と比較して高く、維持管理費用が増加傾向にある。経費回収率は100%を下回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄っていないため、さらなる汚水処理費用の縮減に努め、それでもなお使用料収入で賄えない場合は、施設の運転管理方法、点検頻度の見直しや使用料改定を含めた検討をしていかなければならない。

2. 老朽化の状況について

横場地区、保明地区の排水処理場とも供用開始から15年以上経過している(横場地区排水処理場：平成7年供用開始、保明地区排水処理場：平成11年供用開始)。機械設備等の耐用年数からすると間もなく機器更新を考えなければならないが、施設の巡回点検を定期的に行い、早期に不具合を発見し部品交換等により大規模修繕にならないように努めている。現在大きな不具合は発生していない。

管渠施設については5年周期で管渠内清掃を実施しており、清掃時にマンホール内部、継手部等に不具合があった場合にはその都度修繕している。現在大きな不具合は発生しておらず、不明水についても目立った増加は見られない。

全体総括

施設利用率、水洗化率は類似団体平均と比較して高い水準であるが、使用料収入については今後の人口減少、住民の節水志向に伴い低下していくことが予想される。今後は経年経過により、施設の老朽化による維持管理費の増加が予想され、集落排水施設の改築更新を検討しなければならない。改築更新となると借入金等が増加し経営的に厳しくなることが予想されるが、建設当初の借入金も徐々に減少しているため、一定水準を保つよう改築更新計画を立てなければならぬ。

施設利用率については建設当時の行政人口を基に決定していたが、昨今の人口減少や節水志向により低下している。すでに面整備を完了しているため、適正な維持管理を行い、機器等の長寿命化を計り、単年度集中させず長期的なスパンで改築更新するよう計画するとともに、未加入者への啓発活動や施設の統廃合についても検討を行う等、施

2. 老朽化の状況

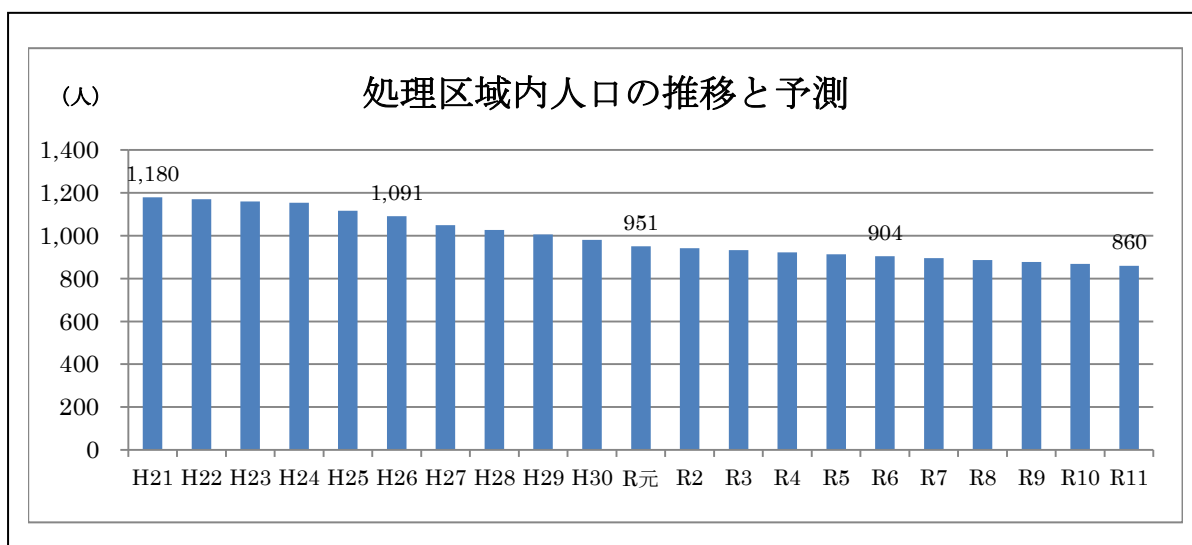


※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

第2章 将来の事業環境

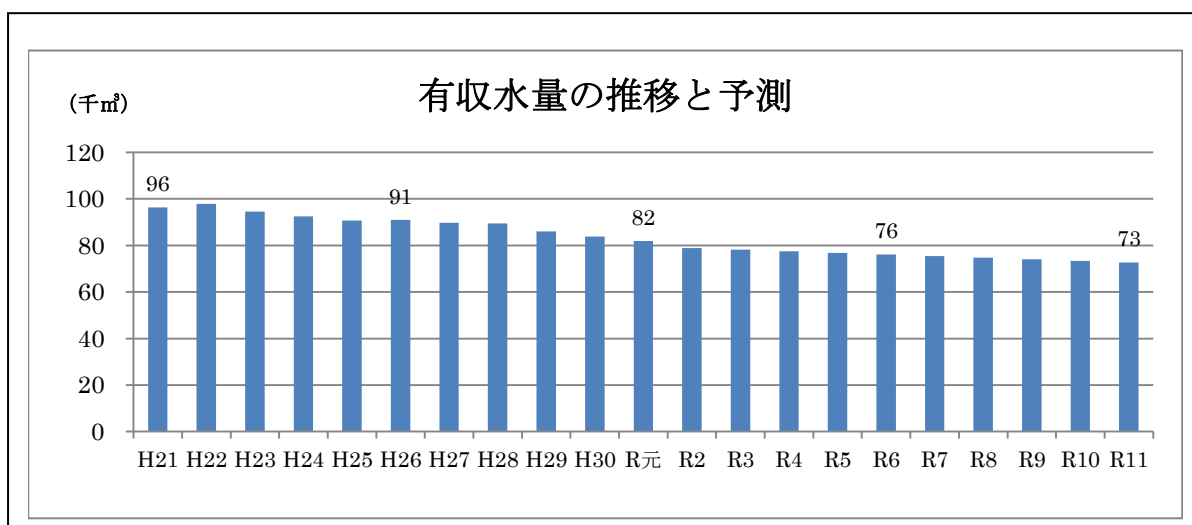
(1) 処理区域内人口の予測

集落排水処理区域内の人口を過去10年間の推移を見ると減少傾向にあり、この傾向が今後10年間も引き続き見込まれるため令和11年度においては860人と令和元年度と比較し91人減少するものと予測します。



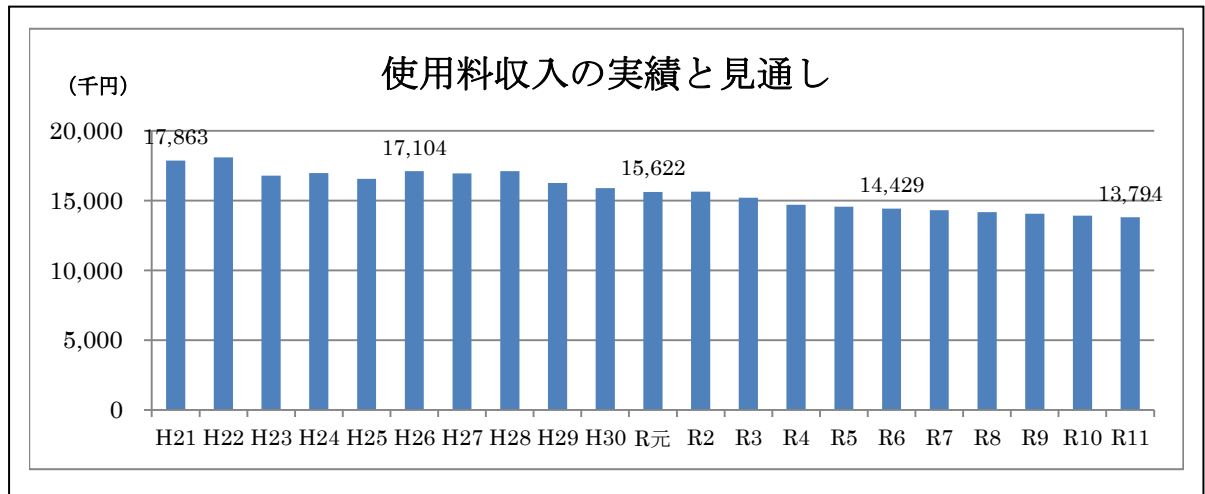
(2) 有収水量の予測

過去10年間の有収水量は、年度によって増減はあるものの、全体的に減少傾向にあり、今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、引き続き減少傾向が続くと見込まれるため令和11年度において73千 m^3 と令和元年度と比較し9千 m^3 減少するものと予測します。



(3) 使用料収入の見通し

令和元年度の使用料収入は 15,622 千円となっていますが、今後も処理区域人口の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量の減少と比例して料金収入も減少していくものと見込まれるため令和 11 年度においては 13,794 千円と令和元年度と比較し 1,828 千円減少するものと予測します。



(4) 施設の見通し

横場地区排水処理場、保明地区排水処理場ともに供用開始より 20 年以上経過し、必要に応じ修繕を行ってきました。令和 3 年度からは、最適整備構想に基づき農業集落排水施設を計画的かつ効率的に管理していきます。

(5) 組織の見通し

集落排水事業を担当する担当職員数は令和 2 年度現在下水道事業と兼務する体制で 3 名となっております。今後は、農業集落排水の有収水量、使用料収入共に減少傾向であるが、施設更新や修繕などの業務が増えることが予想されるため、少なくとも現状程度の職員数が必要です。

第3章 経営の基本方針

(1) 集落排水事業を実施する意義

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥を処理することは、農業用排水の水質保全に寄与し、周辺地域の生活環境を改善し、公共用水域の水質が保全されます。集落排水事業は農業集落における地域住民の快適で衛生的な生活を確保するために必要不可欠なサービスであり、安定的かつ継続的に提供することが必要です。また、当該事業は施設の建設に巨額な資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できません。さらに日常の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要性があると考えます。

田上町集落排水事業は、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全」を基本理念とし、加入率の向上と快適な生活環境の改善及び農業用排水等の水質保全を図ります。また、老朽化に伴う設備等の改築更新を含めた修繕等を効果的に行いながら、農業集落排水施設の適正な維持管理に努め、農村地域における安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

(2) 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還金）の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。

(3) 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、業務効率を図りつつ、将来的にはより包括的な民間委託等により効率的な民間活用について検討していきます。

第4章 投資・財政計画（収支計画） （別紙）

投資・財政計画(集落排水)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		前年度	本年度												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	68,561	72,175	68,934	75,666	74,149	68,885	62,689	54,267	49,273	45,149	41,430	36,571		
	(1) 営 業 収 益 (B)	15,879	15,622	15,634	15,209	14,692	14,560	14,429	14,300	14,172	14,045	13,919	13,794		
	ア 料 金 収 入	15,879	15,622	15,634	15,209	14,692	14,560	14,429	14,300	14,172	14,045	13,919	13,794		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	52,682	56,553	53,300	60,457	59,457	54,325	48,260	39,967	35,101	31,104	27,511	22,777		
	ア 他 会 計 繰 入 金	52,682	56,553	53,300	60,457	59,457	54,325	48,260	39,967	35,101	31,104	27,511	22,777		
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	30,266	32,445	31,530	34,005	32,794	31,671	30,820	30,217	29,892	29,700	29,590	29,554		
	(1) 営 業 費 用	20,913	24,339	24,718	28,526	28,640	28,755	28,870	28,985	29,101	29,217	29,334	29,451		
	ア 職 員 給 与 費 ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	20,913	24,339	24,718	28,526	28,640	28,755	28,870	28,985	29,101	29,217	29,334	29,451		
(2) 営 業 外 費 用	9,353	8,106	6,812	5,479	4,154	2,916	1,950	1,232	791	483	256	103			
ア 支 払 利 息 ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	9,353	8,106	6,812	5,479	4,154	2,916	1,950	1,232	791	483	256	103			
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	38,295	39,730	37,404	41,661	41,355	37,214	31,869	24,050	19,381	15,449	11,840	7,017			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)		277	8,052	5,300	8,100	12,400								
	(1) 地 方 債 ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				5,300	8,100	12,400								
	(2) 他 会 計 補 助 金		138	52											
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			8,000											
	(6) 工 事 負 担 金		139												
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	38,482	39,730	49,075	46,961	49,455	49,614	31,869	24,050	19,381	15,449	11,840	7,017		
	(1) 建 設 改 良 費 ウ ち 職 員 給 与 費			8,052	5,300	8,100	12,400								
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	38,482	39,730	41,023	41,661	41,355	37,214	31,869	24,050	19,381	15,449	11,840	7,017		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-38,482	-39,453	-41,023	-41,661	-41,355	-37,214	-31,869	-24,050	-19,381	-15,449	-11,840	-7,017			

投資・財政計画(集落排水)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	-187	277	-3,619									
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	4,649	4,462	4,739	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,462	4,739	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	4,462	4,739	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	99.7	100.0	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	15,879	15,622	15,634	15,209	14,692	14,560	14,429	14,300	14,172	14,045	13,919	13,794
地方財政法による 資金不足比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	16,246	15,879	15,622	15,634	15,209	14,692	14,560	14,429	14,300	14,172	14,045	13,919
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	294,278	254,548	213,525	177,164	143,909	119,095	87,226	63,176	43,796	28,347	16,507	9,490

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		52,682	56,553	53,300	60,457	59,457	54,325	48,260	39,967	35,101	31,104	27,511	22,777
	うち基準内繰入金	47,648	47,836	44,216	47,140	45,509	40,130	33,819	25,282	20,172	15,932	12,096	7,120
	うち基準外繰入金	5,034	8,717	9,084	13,317	13,948	14,195	14,441	14,685	14,929	15,172	15,415	15,657
資本的収支分			138	52									
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金		138	52									
合 計		52,682	56,691	53,352	60,457	59,457	54,325	48,260	39,967	35,101	31,104	27,511	22,777

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①投資についての説明

○目標「財政状況に配慮しつつ、最適整備構想に基づき、施設の適切な維持管理に必要なとなる投資を計画的に実施する」

面整備が完了しており、今後新たな面整備は行いません。また、今回の計画期間内に新たな事業を実施する予定はありません。

平成 25 年度の田上町下水道事業全体計画見直しにより、町内すべての汚水を集め、処理することが経済性及び初期投資において最も安価であると結論付けられたことから、将来的に、特定環境保全公共下水道へ接続するための整備を実施する予定です。その他の事業としては、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて公営企業会計移行の準備を進め、令和 6 年度から公営企業会計を適用します。

②財源についての説明

○目標「経費削減と計画的に修繕等を行いながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指す」

【収益的収入】

主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

使用料収入については、すでに面整備が完了していることから、大幅な水洗化人口の増加は見込めないことや、今後の人口減少、住民の節水志向により減収は避けられないものと想定しています。なお、使用料の改定については、近隣市町村及び類似団体と比較して高い傾向にあり、料金水準は著しく低くはないことに加え、下水道事業の料金設定と統一を図っていることから、近隣市町村等の動向や町全体と下水道事業の財政状況に応じ改定を検討して必要があります。

また、一般会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、維持管理費へ一般会計から基準外の繰入を行う見込みです。基準外の繰入については、維持管理費の

縮減に努め、必要以上の繰入を行わないこととしています。

【資本的収入】

令和 3 年度から令和 5 年度において、公営企業会計移行業務を行います。財源については、公営企業会計適用債を活用し、事業費の 100% を充当します。また、令和 2 年度において策定される最適整備構想を参考に施設の改築更新等を進める可能性があるため、その際には国庫補助金と地方債の借入等により財源確保します。

③投資以外の経費についての説明

供用開始当初より、維持管理等、出来る限りの業務を委託しており、経費の節減を図っています。

維持管理費については過去の実績に基づき、施設の経年劣化による増加を見込み、約 0.4% ずつ増加する金額としました。

人件費については、現在、下水道事業担当職員が兼務しているため検討していません。今後においても、下水道事業と併せて適正な人員配置を行い、適正な運用を行っていきます。

(2) 今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

【広域化・共同化・最適化に関する事項】

当町の下水道及び下水道類似施設の現状を踏まえた全体計画見直し計画汚水量に基づく接続検討結果から、田上終末処理場ですべての汚水を集め処理することが、経済性及び初期投資において最も安価であり最適であると結論付けられました。将来的には排水処理施設（横場地区、保明地区）を統廃合し、特定環境保全公共下水道へ接続するとともに、一層の経費節減に努めていきます。

【投資の平準化に関する事項】

新規事業を行う場合には、国等の支援制度を積極的に活用し、地方

債発行額を極力抑えるとともに事業内容を精査し、施設等の適正な機能を保つため計画的に実施します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

【使用料の見直しに関する事項】

料金の改定は一般的に 2 年から 4 年が適当とされておりますが、当町においてはこの期間内での見直しは難しく、平成 17 年度から改定を行っておりません。今後は処理区域内の人口減少や住民の節水志向などにより使用水量の減少に伴い使用料の増収は難しいと考えております。料金水準は近隣市町村や類似団体と比較して高い傾向にあり、著しく低い水準ではないため、使用料改定については現在検討していませんが、今後、施設の経年劣化による維持管理費の増加も見込まれることから、下水道事業と併せて必要性、実施時期について慎重に検討していく必要があります。

【資産の活用による収入増加の取組】

現在、下水処理の過程で発生する汚泥について、資産の有効活用には至っていません。今後、収入増加につながる取組を検討していく必要があります。

【その他の取組】

集落排水処理施設使用料の収納率向上を図る為、平成 20 年度より滞納整理嘱託員を採用し、個別訪問を中心とした滞納整理業務を行っております。一定の効果が得られており、今後も引き続き嘱託員を採用し、収納率の向上に努めます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

【民間活力の活用に関する事項】

処理場やマンホールポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から出来る限りの業務を民間企業に委託し、経費の節減を図

っています。管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は、全て町職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っております。今後は、これらの機器の修繕や更新等も含めた、より包括的な委託の検討を行い、職員の適正な配置とコストの縮減に努めるとともに、適正な管理監督の下、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意し、民間委託の推進に努めます。

【動力費・薬品費・修繕費・委託費に関する事項】

管渠及び処理施設の老朽化により、動力費、薬品費、修繕費、委託費については近年、増加傾向にあります。特に修繕費については、経年劣化により今後も増大していくことが見込まれますが、施設の巡回点検を定期的に行い、早期に不具合を発見し、部品交換等により大規模修繕とならないように努めるほか、施設の運転管理方法、点検頻度の見直し等を行い、施設運営費の縮減に努めます。

第5章 効率化・経営健全化への取組

(1) 組織、人材、定数に関する事項

事業規模や業務内容を常に把握し、下水道事業と併せて組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。

また、慣例に捕らわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

(2) 広域化に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した管渠等の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持していくことは困難となることが想定されます。一般に下水道処理施設(終末処理場、集落排水施設、ポンプ場等)数が多いと建設費及び維持管理費が増大するとともに、維持管理上も不利となることから、平成25年度に下水道事業において全体計画の見直しを行いました。その結果、町内すべての汚水を集め、処理することが経済性及び初期投資において最も安価であったため、将来的

に集落排水施設の統廃合を行い、特定環境保全公共下水道へ接続する等、効率的な施設運営を目指します。

(3) 資金不足比率の見直しに関する事項

令和元年度決算時点においては、地方財政法に定める資金不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めていきます。

(4) 資金管理・調達に関する事項

国庫補助金、企業債、一般会計繰入金等の資金を確実に調達し、資金不足が生じることのないように計画的な資金管理に努めます。また、使用料収入を確保するため未収金対策に努めます。

(5) 情報公開に関する事項

事業概要や業務予定量等について、町ホームページや広報誌等で情報公開し、経営の透明性の確保を図るとともに、町民が理解しやすい情報の提供に努めます。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である令和7年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定 (Plan) - 実施 (Do) - 検証 (Check) - 見直し (Action)」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は事業手法の見直し等について改めて検討します。